

小値賀町議会定例9月会議（1日目）

1、出席議員 8名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
6	番	横	山	弘	藏
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 0名

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	前	田	達	也
教	育	中	村	慶	幸
会	計	橋	本		満
総	務	博	多	屋	雄
住	民	北	村		一
福	祉	谷	元	芳	仁
産	業	西	浩		久
農	業	山	田	俊	康
農	業	村	田	祐	一
建	設	永	田	敬	郎
診	療	牧	尾		三
教	育				豊
次	長				

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	橋	本	博	明	
議	会	事	務	局	書	記	岩	城	堯	志

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会定例 9 月会議

令和 6 年 9 月 1 0 日（火曜日） 午前 1 0 時 0 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名（ 立石光助議員 ・ 森岡正雄議員 ）
- 第 2 行 政 報 告
- 第 3 報 告 第 6 号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 報 告 第 9 号 小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件
- 第 5 報 告 第 1 0 号 一般財団法人 小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件
- 第 6 報 告 第 7 号 令和 5 年度 小値賀町簡易水道事業特別会計継続費精算報告書について
- 第 7 報 告 第 8 号 令和 5 年度 小値賀町下水道事業特別会計継続費精算報告書について
- 第 8 議案第 5 6 号 小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）
- 第 9 議案第 5 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 10 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について（マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事）

- | | | |
|------|-----------|-------------------------------------|
| 第 11 | 議案第 6 4 号 | 工事請負契約の締結について（し尿処理場補修工事） |
| 第 12 | 議案第 6 5 号 | 工事請負契約の変更について（旧野首教会保存修理工事） |
| 第 13 | 議案第 6 6 号 | 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について |
| 第 14 | 議案第 5 8 号 | 令和 6 年度 小値賀町一般会計補正予算（第 3 号） |
| 第 15 | 議案第 5 9 号 | 令和 6 年度 小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 16 | 議案第 6 0 号 | 令和 6 年度 小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第 17 | 議案第 6 1 号 | 令和 6 年度 小値賀町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 第 18 | 議案第 6 2 号 | 令和 6 年度 小値賀町下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 第 19 | 議案第 5 5 号 | 令和 5 年度 小値賀町各会計歳入歳出決算認定について |

午前10時00分 開 議

議長（宮崎良保） おはようございます。

報告いたします。ただいまの出席者は8名です。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

ただいまから、令和6年小値賀町議会定例9月会議を開きます。

皆様にお知らせをいたします。本定例9月会議の会議期間は、本日から9月18日までとなっておりますので、皆様には円滑な議会運営によりしくご協力を賜りますようお願いいたします。

それでは本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

諸般の報告及び監査委員からの例月現金出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番・立石光助議員、2番・森岡正雄議員を指名します。

日程第2、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（西村久之） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和6年小値賀町議会定例9月会議にあたり、当面する諸課題について所信を申し述べますとともに、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について、ご報告を申し上げます。なお、行政報告の詳細につきましては、お手元に事前にお配りしておりますので、ご覧ください。

まず、行政報告を行う前に、一点、御礼を申し上げます。8月30日から行方不明となっておりました住民の方が、9月1日に無事発見をされました。消防団員の皆様をはじめ、小発動連合会、新上五島警察署、佐世保市消防局西消防署小値賀出張所の皆様、そして地域住民の皆様の懸命な捜索に、町民を代表いたしまして心から感謝を申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

まず初めに私事ですが、前定例会の行政報告で、長崎県離島振興協議会の会長、並びに、全国離島振興協議会の副会長に就任したことをご報告いたしましたが、今回新たに、長崎県自治体病院等開設者協議会の会長に就任をいたしております。このことをチャンスと捉え、県内の医療問題はもちろんのこと、離島医療が抱える様々な問題や課題なども国や県にしっかりと伝え、長崎県の医

療の発展に努めてまいりたいと考えております。

さて、今年の猛暑は例年に比べて特に厳しく、7月17日以降は長崎県内に熱中症警戒アラートが毎日のように発表され、帰省客の減少も懸念していたところでございますが、昨年同様、帰省客は多かったようで、お盆ならではの賑わいがありました。8月15日は、夏まつり大会が開催され、町民、帰省客、観光客と、沢山の方にご来場いただき、イベントや花火を楽しんでいただきました。商工会青年部を中心とした関係者の皆様の並々ならぬご尽力に深く敬意を表しますとともに、改めて感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染も落ち着いてきたかに思えたのですが、長崎県内の感染者数が6月から増加傾向にあったのと同時期から、本町においても感染者数が増加し、診療所において陽性者と確認された方は、6月に9名、7月に54名、8月に31名となっております。

自然災害については、8月29日から、強い勢力で九州に上陸、日本列島を縦断した台風10号は、鹿児島県に特別警報が発令されるなど、記録的な雨や、風や大雨が各地で記録をされております。本町においては、29日の午前7時より、高齢者等避難情報を発令し、地域福祉センターと和楽苑を避難所として開設し、17世帯20人の避難者を、受入をいたしております。幸いにも台風が本町の東側を通過したことで、大きな災害もなく、安堵しているところでございます。また地震関連におきましては、8月8日に宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震発生に伴い、南海トラフの想定震源域では「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発令されるなど、これまで以上に地震や津波に対する備えの再確認が必要な状況となっております。町といたしましても、10月上旬から、地震体験車やVR、ARによる各種災害を体験する事業を、学校や地域を巡回して行うとともに、10月27日には、昨年3月に公表された「第一五島堆断層帯」において、マグニチュード7.9の地震が発生し、本町に高さ7mの津波が到着するという想定で、全町民を対象とした防災訓練を実施する予定といたしております。今後とも、災害に備えた体制作りのため、町民皆様の防災に対する意識付けや、迅速な避難行動につながるよう取組を行ってまいります。

それでは、これより、各課ごとにご報告を申し上げます。

まず、総務課関係について、申し上げます。

8月19日から30日までの2週間、長崎県立大学の課外授業の一環で、インターンシップ生1名を受入れいたしております。総務課、教育委員会、議会事務局で行政事務の体験を行いました。

小値賀空港では、7月4日に大阪航空局による航空保安施設に係る定期検査がリモートで実施され、指導事項及び観察事項は確認されず基準に従って管理していた旨の結果が通知されております。

また、渡船関係では、日本小型船舶検査機構による町営船「はまゆう、さいかい」の船舶検査が、6月24日、25日の両日に実施され、重大な問題等は確認されておりません。今後も関係法令を重視し、安全最優先の運航及び施設等の管理に努めて参ります。

各小値賀会につきましては、7月7日に関西小値賀会が開催され、各会員の皆様や本町からも多数の参加者が出席し、総会及び懇親会と盛会に終了をいたしております。今後、関東おぢか会が10月6日に開催が予定をされるようになっております。また、福岡小値賀会は5年ぶりの開催ということもあり、規模を縮小しての開催だと伺っており、今後とも郷土出身者との絆を一層深めてまいりたいと考えております。

8月30日には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づく総合教育会議を開催いたしました。これまでの「小中高一貫教育」に未就学児や地域を加えた「幼・小中高・地域一貫教育」という新たなステップに向けた検討や「拡充したふるさと留学制度の研究」、「高校魅力化の推進」、「離島開発総合センターの建替え問題」など、今後の教育行政の方向性等について教育委員の皆様と意見交換を行っております。

また、保育士確保のための取組として、現在、長崎短期大学と包括連携協定について協議を行っております。長崎短期大学は、保育士をはじめ、栄養士や介護福祉士などの育成を行っている県北唯一の養成校で、安部学長も小値賀町との連携することを前向きに考えていただいております。まずは、保育士確保のための取組から行ってまいります。先では、栄養士や介護福祉士など、本町で不足している専門職の確保にも繋がっていくことが期待されますので、包括連携に向けてしっかりと進めてまいりたいと考えております。

次に、住民課関係について、申し上げます。

戸籍関係では、7月末現在のマイナンバーカードの交付件数は、2,156件と県内では最上位を維持しており、前年同時期と比較して118件の増加となっております。引き続き未申請の方への勧奨を行うとともに、今後は利用率の向上に向けた広報等を行ってまいります。

税務関係では、6月に町民税、7月には国民健康保険税の当初課税、並びに後期高齢者医療保険料の当初賦課を終えたことで、今年度の町税及び保険料の賦課を完了し、各納期の徴収業務にあたってまいります。なお、町県民税に係る定額減税につきましては、対象者数734名、減税額1,080万4,610円となりました。また、物価高騰の影響が特に大きい低所得世帯への支援のため、令和6年度において、新たに「住民税非課税となる世帯」又は「住民税均等割のみ課税となる世帯」に対して、1世帯あたり10万円を支給する、低所得世帯支援給付金の該当者は63名で、8月末に通知を送付いたしております。

保健関係では、8月から使用する国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者証を7月中旬に一斉発送をいたしております。また、保険証につきましては、本年12月2日以降、マイナンバーカードを基本とする仕組みへと移行することから、同時にマイナ保険証の利用についての周知を行いました。

次に、福祉事務所関係について、申し上げます。

埼玉県飯能病院によるリハビリ相談会が6月25日に実施され、住民28名が身体の不調やリハビリ方法、補装具等の状態について相談を行っております。7月28日には、福田眼科無料検診が実施され、小学生から高齢者までの62名が受診をいたしております。

児童福祉関係では、要保護児童対策地域協議会実務者会議を7月10日に開催し、要保護児童等の支援に関する協議を各関係機関の担当者と情報共有を含め開催をいたしております。

子育て支援関係では、住民税非課税及び均等割のみ課税世帯である低所得者の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給する「低所得世帯支援給付金」を6月14日に23世帯、49名の児童に対し、給付を行っております。

高齢者福祉関係では、6月15日から16日に認知症をテーマとした映画「オレンジランプ」の上映会を開催し、2日間で146名が来場されました。6月26日及び7月3日には、町内の通いの場9グループ51名が、フレイル合同体力測定を行い、通いの場での体操の成果などを確認するとともに、他のグループとの交流が図られております。

こども園関係では、6月14日に、3歳児、4歳児、5歳児の保育参観及び懇談会・給食参観を実施いたしております。7月5日から6日にかけて、年長児によるお泊り保育があり、自分達で作ったランプシェードの点灯、夜ご飯のお手伝い、花火、スイカ割りなど、夏の思い出が出来たと思います。例年実施しておりました農協青年部による芋さしの体験については、移動の問題と熱中症予防を考慮して、今年度は中止といたしております。繰越事業となっております改修工事ですが、漏水調査に時間を要しましたが、原因箇所が特定され、本格的な工事に着手しておりますので、もうしばらくのご辛抱をお願いしたいと思っております。

次に、産業振興課関係について、申し上げます。

農林関係では、6月から8月に開催されました牛市の結果でございますが、本町の平均価格は、6月が約45万円、7月が約48万円、8月が約45万円と、前年同月と比較しますと約2万円から6万円の低価格となっております。依然として価格の下落及び低迷が続いている状況となっておりますので、今後の動向を注視しながら適切な対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

園芸品目につきましては、7月から8月にかけて出荷されている主要品目のアスパラガスやゴーヤ、メロンにつきましては、ゴーヤがやや不作気味でありましたが、アスパラガス、メロンは天候にも恵まれ、出荷量、販売単価とも、例年並みとなっております。水稻につきましては、去年は連日の高温による高温障害、カメムシによる穂枯れ、更には台風6号により早刈り等の影響があり、収量の減少に加え、全体が2等米になるなど、品質にも影響を及ぼしましたが、今年には特に近年問題視されているカメムシによる穂枯れへの対策として、使用農薬を変更するなどの対策を講じました。その結果、高温障害による乳白米が若干見受けられましたが、カメムシによる穂枯れ被害も少なく、収量も増加しており、8月20日に実施されました1回目の検査によりますと、2,163袋、全量が1等米となっております。

松くい虫防除事業につきましては、これまで講じてきた対策の効果があり、当年枯れによる被害木につきましては、かなり落ち着いて、落ち着きを取り戻しております。通常であれば8月中旬から徐々に松枯れが見え始めるところですが、今年も現時点ではあまり見られない状況となっております。今後も発生状況を注視しながら、適期の伐倒駆除に努めてまいります。

水産関係では、今年度の海士が終了し、前・後期合わせて10日間、延べ85名が操業し、アワビ23.2kg、サザエ2,745kgの水揚げとなりました。昨年と比較すると、アワビが1.9kgの減、サザエは601kgの減となりました。資源保護を目的として操業日数を19日から10日に減らしたことが要因と考えられますが、依然として改善が見られない状況でございます。餌やすみかとなる海藻の増殖について、各関係機関と連携し対策に努めてまいります。

漁模様につきましては、ブランド魚であるイサキが不漁で、小値賀本所における水揚げが4月から7月末までで56.5tで、前年比48%と非常に厳しい状況が続いておりますが、今後、回復することを期待しているところでございます。

宇久小値賀漁業協同組合につきましては、令和5年度も黒字決算でしたが、町の基幹産業である漁業の持続的な発展には、漁協の経営基盤の強化が不可欠であり、漁協自営定置事業につきましては、新たな浜崎鼻漁場での再操業に向けて支援をしてまいりたいと考えております。現在、10月操業開始に向けて準備を進めております。

燃油高騰対策につきましては、長期的な原油価格高騰への対策として、1リットルあたり30円を上乗せ、1リットル40円の支援を実施いたしております。A重油単価につきましては、7月の販売単価が118.6円と依然として120円前後で推移しており、漁業経営を圧迫している状況でございます。

漁業者後継対策につきましては、今年度7月に新規就業した1名に対して、「離島漁業新規就業者特別対策事業」を活用し、漁船リースの支援を行ってお

り、今後、中核的漁業者として活躍されることを期待しているところでございます。

商工関係では、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した「雇用機会拡充事業」の令和7年度の取組希望者を募集するため、8月20日に説明会を開催いたしております。町内の雇用増のための創業や事業拡大への支援を引き続き進めてまいります。

商工会青年部主催の夏まつり大会では、ステージイベントや夜店の出店があり、花火も予定どおり実施することができました。お盆の一夜が町民や帰省客等で大変賑わいました。

観光関係では、コロナの影響も落ち着き、団体客・個人客ともに徐々に増加し、回復傾向にございます。旧野首教会につきましては、来年11月まで修復工事中で観覧できない状況ですので、野崎の観光にも少なからず影響していると思われまます。団体客につきましては、民泊利用者が20名、自然学塾村利用者が約70名と、子どもを中心とした団体の受け入れが行われております。

次に、建設課関係について、申し上げます。

定例6月会議以降、各課からの業務依頼を含め、工事7件、委託業務13件の発注を行っております。主な工事といたしましては、「町道防護柵更新工事」及び「し尿処理場補修工事」、簡易水道事業における「小値賀地区水道施設水位計更新工事」でございます。また環境係では「小値賀町重点区域海岸漂着物等地域対策推進事業」の発注を行いました。今後も、海岸の環境や景観の保全に努めてまいります。

6月30日に実施いたしました「町内一斉海岸清掃」では、町民810名のご参加をいただき、各地区の海岸や海水浴場、漁港周辺の除草や清掃を行いました。町民皆様には、多数のご参加をいただき心から感謝を申し上げます。今後とも、環境美化、景観の保全にご協力をお願いいたします。

次に、教育委員会関係について、申し上げます。

8月1日、2日の2日間に渡り、第48回長崎県人権教育研究大会が小値賀町と佐々町会場で開催をされております。1日には佐々町で行われた大阪教育大学の森実名誉教授の記念講演が小値賀町でもLIVE配信され、約40名が参加し、熱心に視聴されておりました。翌日2日には、4つの分科会が行われ、小値賀町でも1つの分科会がワークショップ形式で実施されるなど、教職員を中心に約30名が参加され、人権教育の大切さについて熱心に議論がなされました。また、佐々町で行われました特別分科会では、本町の宿泊施設である島宿御縁の岩永太陽さんが「島だからできない」を「島だからできる」に変えて、変えてきた取組と題して、自身の体験・取組について発表をされております。

学校教育関係では、地域の方々に積極的に授業を公開し、小中高一貫教育の

理解を図るため、小値賀小学校、中学校、北松西高校それぞれに6月17日から28日の2週間、公開授業ウィークスを行い、期間中、延べ144名の方に子ども達の学びの姿を見ていただくことができました。7月23日には、こども園から高校までの教職員が一同に会して、特別支援について学ぶ研修会を開催し、52名の参加のもと、研修会では長崎大学とオンラインで結んで、校種間のつながりを意識した支援の在り方について議論を深めることができたところでございます。

社会教育関係では、7月25日に熟年大学の開校式と第1回目の講座を実施し、診療所の理学療法士による老化を防ぐ運動について、実演を交えながら講座に対し熱心に学んでおりました。

青少年教育活動事業では、「おぢか山学校」事業として、7月6日に町内事業者のご協力のもと、カヌー&サップ教室を柿の浜で実施したほか、8月5日に長崎総合科学大学の松岡教授を講師に迎え「海中ロボット教室」を、8月26日には5年ぶりとなる「流しそうめん」を図書館外庭で実施いたしました。また、7月13日から15日には、長崎市で行われた長崎少年少女合唱団、合同演奏会に小値賀少年少女合唱団から22名が参加しました。悪天候により予定した演奏会は公式には中止となりましたが、6団体による自主的な演奏会が行われております。7月27日から29日には、青少年キャンプを野崎島で行いましたが、子どもたちの町外の方との交流機会が少ないという課題に対し、今年度からアイランドツーリズム協会主催のキャンプと合わせて実施いたしております。さらに、7月27日には地域住民の方々が中心となって、子どもたちに生の舞台鑑賞の機会を提供する「舞台鑑賞会」が実施されております。これは「官民協働」の教育行政を進めるため、町民からアイデア募集を行い今年度事業化されたもので、今後も子ども達の豊かな学びや成長のため、様々な取組を推進してまいります。

社会体育事業では、6月22日にVファーレン長崎の小値賀町サンクスマッチ応援ツアーに小中学生19名を含む52名が参加し、町のPRと兼ねて、プロスポーツの観戦という貴重な経験をすることができました。6月25日には「町民レクプログラム検討会」を開き、今年度の実施について協議をいたしました。今年度は見送ることとし、来年度はプログラムの見直しと合わせて、開催時期につきましても熱中症を考慮し10月末頃に開催することといたしました。8月25日には「第59回北松浦郡郡民体育大会」が開催され、本町からは、軟式野球部、ソフトテニス部、バドミントン部の選手の皆さんが参加し、小値賀ではバドミントン競技が行われ、熱戦が繰り広げられたようでございます。11月9日、10日に行われる県民体育大会には、郡体で勝利した野球部のほか、陸上部や選抜選手としてテニスやバドミントンの選手も県大会に出場することとなります。

県大会でのさらなる活躍に期待したいと思っております。

図書館事業といたしましては、6月23日にエコクラフト教室のほか、ボードゲーム教室や読書感想文の書き方教室などを開催し、子どもたちを中心に、たくさんの方々に参加いただきました。今後も企画イベントを通して図書館に足を運んでもらいながら、読書だけでなく様々な学びに親しむ機会を作り、図書館の来館者数の向上に取り組みながら、読書の推進を図ってまいります。

文化財関係につきましては、7月1日から5日にかけて、東京大学史料編纂所の須田牧子准教授ほか専門家数名が来町し、柳の善福寺に所蔵されている昭和51年に町有形文化財に指定された「大般若経」の3次調査が実施されました。併せて、須田准教授による、には7月2日に地域史研究講座特別講座の講師として「大般若経」の調査をテーマに特別講演を実施していただきました。今後も町外専門家の協力を得ながら、本町の歴史を紐解き、地域史研究講座で多くの皆様に本町の歴史文化を学ぶ場を提供できるよう、取組を進めてまいります。また、7月13日には、小値賀町文化財調査委員会を長崎市で開催し、長寿寺に所蔵されている十一面観音坐像の小値賀町指定有形文化財への指定について、委員の皆様にご協議いただき、委員の皆様から指定について同意をいただいております。これから指定に係る手続きを進め、正式に町指定有形文化財としていきたいと考えております。

最後に、診療所関係について申し上げます。8月6日に、令和6年度第1回目となる診療所運営協議会を開催し、第5次小値賀町総合計画における地域医療関係の概要や医師住宅整備工事完成の件、常勤医師2名体制が今年度叶わなかった理由などについて説明を行いました。運営委員からは、コロナ感染症の現状や医療人材の確保対策のほか、緊急患者輸送時の対応などについての質疑がございました。町内唯一の医療機関として、町民皆様に安心して医療提供に努めていく上で、大変重要な御意見を頂きましたので、これからの運営に役立てていく所存でございます。また、現在、埼玉医科大学病院から2名の研修医を受け入れており、地域医療に対する理解や経験を通して、将来の医師確保と常勤医師の負担軽減を図っているところでございます。今後も、引き続き、医療人材の確保に努め、地域医療の安心・安全な提供に取り組んでまいります。

本議会には、予算案を含め、議案12件、報告5件を提案しております。

議案の提案理由、内容につきましてはその都度説明いたしますが、詳細につきましては、担当から補足説明をいたしますので、なにとぞ慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、前定例会以降、本定例会までの町政の重要事項について報告し、行政報告を終わります。

議長（宮崎良保） これで、行政報告を終わります。

日程第3、報告第6号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第6号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、説明をいたします。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び、同法第22条第1項の規定では、令和5年度の決算について、健全化の判断となる指標として、「健全化判断比率」「資産不足比率」を記載した書類を監査委員の審査に附し、その意見書を附して議会に報告し、公表しなければならないことになっています。令和5年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率を算定した結果、「実質赤字比率」及び、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」並びに「資金不足比率」については該当いたしません。実質公債費比率につきましては、8.9%で、前年度8.5%と比較すると、0.4%上がっております。これは、令和元年度借入の光ブロードバンド環境整備事業等の過疎対策事業債の償還開始と、令和元年度借入の過疎対策事業債ソフト分等の償還が開始となったことにより、借入金の償還額が増加したことが要因でございます。なお、今後の財政運営におきましても、監査委員ご指摘のとおり、適切な行財政運営を進め、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありますか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第4、報告第9号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第9号、小値賀町小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件について、説明をいたします。

小値賀交通株式会社は、平成4年に第三セクターとして設立され、同年10月1日から廃止代替バス事業者として、当時の西肥バスから事業を引き継ぎ、バ

ス運行を行っております。経営状況につきましては、分析書に記載のとおりでございますが、利用客数は 1 万 2,692 人で、前年度より 595 人、4.9%の増加となっております。これは令和 5 年 1 月に実施した路線、運行時間の見直しの効果が要因と思われる。収入面では、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行による人流が活発化した影響による増収と、車両購入補助金が交付されたことで、収益総額は、前年比 15.6%、237 万 1,590 円の増となっておりますが、依然として敬老パスとバス運行補助金が、主な収入となっております。

支出では、人件費及び修繕費は減少したものの、燃料費が燃油高騰に伴い前年度比 7.0%、14 万 8,501 円 増となっており、全体では、4.8%、73 万 6,214 円の増となっております。

資本金は 2,000 万円で、そのうちの 85%、1,700 万円を町が出資しており、地方自治法第 221 条第 3 項の法人に該当いたしますので、同法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、小値賀交通より提出された、令和 5 年度の事業報告書及び決算報告書を添付して、報告をするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告の説明について質疑はありますか。

ありませんか。

今田光弘議員

4 番（今田光弘） はい。頂いております経営状況の報告書の中でですね、あのまああのもちろんあの担当の課の方にお伺いしたいんですが、一番最後に資料の 4 ということで、いろいろな表が付いております。であの内的にいろいろその前からですね、数字がいろいろ出てるんですが、この資料 4 を見た時に、まず①にある輸送実績、まあこれが先ほどのお話のとおり、まあだいぶ増えていると、前年度より。で、町の補助金、上の段の一番右の表を、グラフを見ても町の補助金というのが令和 5 年度はすごく多かったと。で、②の収益及び経費の推移ということで、左、下の段の左の表を見ても、前年度よりかなり収益は上がっていると。でいう中で、次のグラフは経費も上がっているけども収益も上がっているというグラフになってますが、右下の累積赤字額の推移ということで、当然この流れですと、累積赤字は減るのかなというふうに直感的に思ったんですが、やはり相変わらず増えているということで、これどの辺に原因があるとお考えでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

昨年ですね、小値賀交通においては新車を購入いたしております。その新車の資産というところが多くなってございまして、それによって累積赤…多くなってございます。あとですね、町の補助金について前受金として受けている

資金がございます。その前受金が負債の部にあたりますので、そういう観点からこういうふう、昨年と変わらないような累積赤字額になってございます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を終わります。

日程第5、報告第10号、一般財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 報告第10号、一般財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件について説明をいたします。

一般財団法人小値賀町担い手公社は、地域の特性と資源を活かした産業の振興を図るため、次世代の担い手の育成及び生産基盤の充実を推進し、産業の総合的な発展に寄与することを目的に、平成13年3月28日に財団法人として設立、法律の改正に伴い、平成25年4月1日をもって一般財団法人に移行し、公益事業と収益事業の2つの事業を行っております。事業の状況につきましては、分析書に記載しておりますが、公益事業では、担い手確保育成事業において、令和3年9月の卒業生以降、コロナ禍等の影響もあり、研修生が不在となっている状態が続いているという報告があっております。収益事業につきましては、特に労務作業受託の収支が1,000万円以上落ち込んだことが響いた結果となり、税引き後の単年度収支は、約688万円の赤字決算となっております。

公社の資本金は2,500万円で、80%の2,000万円を町が、残り20%の500万円をながさき西海農業協同組合が出資しており、地方自治法第221条第3項の法人に該当いたしますので、同法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人小値賀町担い手公社から提出された、令和5年度の事業実績及び決算に関する書類を添付して報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告の、報告の説明について質疑はございませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） 頂いてます報告書の中の9ページですが、9ページの一番上の表で、過去の栽培面積等の推移ということで、令和5年度が、非常に反収が今までに比べて非常に落ちているということで、この辺の原因というのはお

聞きになってますでしょうか。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

この落花生のですね収量が極端に落ちているというところですけども、ちょっと栽培時期にですね、まあ今年度、今年もそうなんですけども、昨年も栽培時期に気温が、気候がですね高温でありまして、生育に影響したこともあるかと思っておりますけども、主な原因としましては、令和4年度末に農産担当の職員が退職をいたしまして、現在2名の職員で栽培の方を行っております。その2名の職員ですね栽培技術がちょっとまだ未熟なためですね、ちょっと管理が悪いといったところが、大幅な収量減になったというふうに考えております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 今 田 議 員

4 番（今田光弘） 続いて同じく9ページの今の表の下の表ですが、生産・加工・販売する農産加工品の主な商品ということで表が出ていますが、これあの当然あの建設課の方でも、ああごめんなさい、産業振興課の方でもチェックされているかと思うんですが、計画数量が出てまして、例えば落花生のさや付100g、計画数量が7,500個、販売実績が6,873個で、前年差になってますよね。これ前年差ではないですよ。あの昨年の報告書を見ますと、去年の実績というのが8,288個ということで、この場合たぶん計画数量に対しての販売実績ということで、これ間違いですが、ただ去年もですねやはり前年度との差というのはしっかり出してるんですよ。計画としての差ではなくて。で、何を言いたいかといいますと、やはり去年の実績数がここに出てこない、ほんとにその計画の数量が正しかったのか。もしかしたら過大な計画だったんじゃないかとか、その辺が関わってきますので、この辺のですね、まあ指導といいますか、その辺しっかり産業振興課としてやっぱりやった方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

この表につきましては、あの前年差とありますけども、これは計画数量と販売実績の比較ということで、誤りでございます。申し訳ありません。またあの前年との比較、前年の実績を載せて、今年との比較をした方がいいのではないかとということですけども、私もそのように考えますので、担い手公社の方には来年の報告からですね、そのような形で報告していただくようにしたいと思います。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） はい、あの報告書とはちょっと離れて、これ恐らくここ4、5年、あるいは5、6年、毎年話しているんですが、担い手公社の研修棟です

ね、やはりごく一部を除いて今もジャングル状態です。で、恐らく去年も一昨年もその前もですね、やはりその辺は、課の方から担い手公社の方にしっかりと指示をするというお答えだったと思うんですが、なんか若干今年一回手をつけたような気はするんですが、本格的に元通りにしようという雰囲気は全然感じられないんですが、やはりあの状況で、毎年言ってるんですが、あの状況で、研修医の人、あっごめんなさい、研修生の方来てくださいではなかなかやっぱりしっくりこないと思いますんで、本当にしっかりとしてもらうように指導していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） 担い手公社の研修ハウスの件につきましては、ここ数年指摘を受けておりまして、担い手公社の方にはですね、こちらからも毎回どうにかするよという事で、お話をさせていただいておりますけども、なかなか手がちょっとマンパワー不足の面もありまして、ちょっと手がつけられていない状況かと思えます。今のあの研修ハウス、育苗ハウスにつきましてちょっと現状をですね、担い手公社の方にお伺いしたんですけども、研修ハウス1棟につきましては、半分をですね担い手公社、まあ自家用のですね種イモ等の栽培に活用しているというところで、もう半分につきましては、研修修了生に野菜栽培用に活用をさせていただいているというところですけども、私もあの現状を見に行っただけですけども、植え付けはしてるみたいなんですけども、後の管理がちょっと雑草とかが生えていて、生えていましたので、その辺はあの研修修了生の方にですね、後の管理の方もちゃんとやっていただくよという事で、お話をさせていただきたいと思えます。もう1つの方の育苗ハウスにつきましては、これあの育苗の方に使っていたハウスなんですけども、まだあのその後の使い道というのが定まっていないところでありまして、今後あの担い手公社の方で育苗を再開することがあるのかどうか。なければですね、中にある苗床、苗床等を乗せるベンチとかですね、そういった器材がありますので、その辺を片付けて整理しなければならないかと考えております。その辺は今後とも担い手公社の方とよく協議して、速やかにですね結論を出して対応したいというふうに考えます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

江川春朝議員

7番（江川春朝） はい。今田議員と同じようなところもあって、そこはちょっと省いて言おうと思うんですけども、担い手公社の本来のメインの目的って、町民が思ってるのは、やっぱり研修生、農業の担い手の確保が一番大切なところだと思うんですよ。で、そこがずっとゼロでですね、あとしかも落花生の収穫量も4,600キロから、今年は685キロと落ちてですね、なんか毎年毎年なんか状況が悪くなっているように感じもするし、ここのそもそものこの担い手確

保育成事業の部分は、そろそろなんか見直さないといけない時期に来てるんじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

農業研修生の不在につきましては、ここ数年不在ということで、その確保につきまして、担い手公社としましても努力はしているところなんですけども、なかなか研修まで、研修開始まで至らないといったところがございます。まあその確保策として行っているのがですね、これももう毎回答弁してるんですけども、農業求人広告サイトのアグリナビとかですね、町の、担い手公社のホームページ等で通年募集を行っております。またあのここ数年コロナ禍でですね控えられていた農業人フェアとかの就農相談会ですね、ここにも参加をして研修生確保には努めて、今後努めていくというふうに考えております。であの、この担い手育成確保事業を見直した方がいいのではないかという議員の指摘、ご指摘ですけども、ご承知のとおり担い手公社はですね、その小値賀町の産業の担い手を確保していくというものが大前提にありますので、ちょっとここ数年ほんとに研修生がいなくて、ちょっと空振りの状況が続いておりますけども、今後も担い手、研修生の確保にはですね、全力で取り組んで、何とか研修生を確保し、小値賀町の農業の担い手としてですね、育てていきたいというふうには考えております。あのまあこれあの現在ですね、地域おこし協力隊のインターンとしてなんですけども、今年7月よりですね、1名の方が農業研修を目的に、今現在研修をされております。今現在協力隊のインターンですけども、3カ月のインターンを終了後は、地域おこし協力隊の本隊員となって農業研修を、さらにその1年後にはですね、担い手公社の農業研修というふうに進めていきたいというふうに期待をしておるところです。こういった方が一人でも多く小値賀町の方に来ていただくように今後研修生の確保には全力で努めていきたいというふうに考えます。

議長（宮崎良保） 江川 議員

7番（江川春朝） 町民の多くもですね、やっぱこの担い手確保事業の研修生には注目していて期待をしていると思うんで、今後ともそういうふうな指導をですね、お願いしたいと思います。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） はい。担い手公社の方ともよく協議をし、全力で取り組んでいきたいと思います。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 今田光弘議員

4番（今田光弘） 12ページからのですね、あわび館の運営事業ということで、結果的に5年度で指定管理から撤退されたということで、今さら言ってももしよ

うがないんですが、やはりあの左の文章の下から2段目ぐらいですね、「加工施設の整備目的の1つである「未利用・低利用魚を使った商品の開発・販売」に関して、定置網の破損によって原材料の調達が出来なかった。」と書かれています。僕の記憶では定置網が破損したのは令和4年度です。令和たしか5年の1月だったと思うんですが、あのそういうふうに、もうこの計画を作ってる時点でもう定置網が壊れているという中で、結局未利用・低利用魚の活用が13ページ見てみますと、結局は原材料の確保が困難だったというふうにされています。今さら言ってもしょうがないんですが、やっぱり定置網だけではなくていろんなことで原材料の確保というのはやっぱり頑張んなきゃいけなかったと思うんですけど、まあその辺が上手くできなかったことが、あわび館の運営ができなくなったということにつながるのかなという気がします。その辺ご感想としてどんな感じをお持ちでしょうか、課長。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

このあわび館の運営につきましては、担い手公社の方もまあマンパワー不足というのが根本の原因だと思うんですけども、それに伴いまして、令和5年度末で指定管理の方を撤退したということになっております。その未利用・低利用魚を使った商品の開発・販売なんですけれども、ここにあの定置網の破損ということで、原因を記載はしておりますけれども、よくよくあの担い手公社の方にお話をお伺いしますと、やはりあのあわび館に勤務している加工される方ですね、の人数がどうしても足りない。ヒラマサの漬け等を主商品として加工していると、加工してるんですけども、この未利用・低利用の魚を使った商品を、まで行いますと、かなり未利用・低利用の魚ですので細かくてですね、数も多くなって、手間がものすごくかかってくるものだと思いますけども、そこに手をかける加工人数の方がちょっと確保できずに、対応ができてなかったというところが、原因の、原因、そういったところも原因だったかというふうにお話はお聞きしました。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第10号、一般財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を終わります。

日程第6、報告第7号、令和5年度小値賀町簡易水道事業特別会計継続費精算報告書についてを議題とします。

報告について説明を求めます。町長
町長（西村久之） 報告第7号、令和5年度小値賀町簡易水道事業特別会計継続費精算報告書について説明をいたします。

令和4年度から令和5年度の2カ年にかけて行いました、簡易水道公営企業会計移行事業が完了しましたので、継続費の精算報告書を別紙のとおり調製し、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告の説明について質疑はありますか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号、令和5年度小値賀町簡易水道事業特別会計継続費精算報告書についてを終わります。

日程第7、報告第8号、令和5年度小値賀町下水道事業特別会計継続費精算報告書についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。町長

町長（西村久之） 報告第8号、令和5年度小値賀町下水道事業特別会計継続費精算報告書について説明をいたします。

令和4年度から令和5年度の2カ年にかけて行いました、下水道公営企業会計移行事業が完了いたしましたので、継続費精算報告書を別紙のとおり調製し、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告の説明について質疑はございませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第8号、令和5年度小値賀町下水道事業特別会計継続費精算報告書についてを終わります。

日程第8、議案第56号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

町 長
本案について提案理由の説明を求めます。
町長（西村久之）、議案第 56 号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします。

今回の改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、マイナンバーカードと被保険者証の一体化に係る、改正国民健康保険法が令和 6 年 12 月 2 日に施行されることに伴い、本条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第 12 条は、現行の国民健康保険法第 9 条に定める被保険者証の交付及び返還に係る規定が削除されるため、引用部分を改めるとともに、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除するものでございます。

附則として、第 1 条で、この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行することといたしております。

第 2 条では、この条例の施行の日前にした行為に対する罰則について、従前の例による旨を規定するとともに、施行日時時点で現に被保険者証を交付されている世帯主が施行日以後に保険税を納付しない場合における被保険者証の返還についても、従前の例により取り扱うこととする経過措置を設けております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで、これから、議案第 56 号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 56 号、小値賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 57 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西村久之） 議案第 57 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明をいたします。

辺地計画の策定・変更につきましては、長崎県との事前協議が必要でございまして、7 月末に協議を行い、回答を頂いたところでございます。それに伴い、令和 5 年度に策定した、辺地総合整備計画を変更する必要性が生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律、第 3 条第 1 項、第 8 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。変更部分は、朱書きとしております。

1 ページは、笛吹辺地の「道路及び渡船施設」に「町道二浜逆川線側溝敷設工事」の「整備を必要とする事情」を追加いたしております。

3 ページは、「町道二浜逆川線側溝敷設工事」の追加による「道路及び渡船施設」の事業費を変更しております。

4 ページは、前方辺地の「公民館その他の集会施設」に「総合グラウンド周辺フェンス改修事業」と「若者交流センター周辺フェンス改修事業」の「整備を必要とする事情」を追加しております。

5 ページは、「町道付属物補修事業」の事業費の増による「道路及び渡船施設」と「総合グラウンド周辺フェンス改修事業」と「若者交流センター周辺フェンス改修事業」の追加により、「公民館その他の集会施設」の事業費をそれぞれ変更しております。

7 ページは、柳辺地において「町道付属物補修事業」の事業費の増による「道路及び渡船施設」と「下水道広域化・共同化事業」の事業年度変更による「下水処理のための施設」の事業費をそれぞれ変更しています。

9 ページは、斑辺地において「町道付属物補修事業」の事業費の増による「道路及び渡船施設」と「下水道広域化・共同化事業」の事業年度変更による「下

水処理のための施設」の事業費をそれぞれ変更しています。

10 ページは、大島辺地において「大島漁業集落排水事業」の事業費の増による「下水処理のための施設」の事業費を変更しています。

いずれも令和6年度以降に辺地債事業として実施するために、計画を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第63号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第63号、工事請負契約の締結について説明をいたします。

マイクロ無線による超高速ブロードバンド環境整備工事の業者選定のための公募型プロポーザル審査委員会を7月24日に行い、選定事業者は「大島・納島ブロードバンドコンソーシアム」に決定いたしました。

見積書記載金額6,373万6,364円に消費税を加算した金額7,011万円で契約

したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案をご提案申し上げます。

公募型プロポーザルへの参加申し込み事業者は「大島・納島ブロードバンドコンソーシアム」1社のみでございました。

7月24日に行われた審査委員会は、大島地区、納島地区の住民代表、定住支援員、行政職員で審査をいたしました。審査委員会の中で、風雨が強いときの通信速度の心配や、実証実験時に家の中でつながりにくい事象があったが改善するのかなどの質問がありましたが、通信速度については、「風雨が強い時であってもフレッツ光の一番いい時と変わらない」との回答であり、家の中でのつながりにくい等の事象につきましては、「実証試験では、アンテナ設置のポールの高さが低かったため電波が通りにくかったが、今回の工事ではポールの高さを十分に設けるため改善される」と回答がっております。

工期は、令和7年2月28日までといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。コンソーシアムという契約の相手方ですね、コンソーシアムという共同体のような感じだと思うんですが、今までおそらくコンソーシアムという形への契約、との契約ってないと思うんですが、この辺は、例えばジョイントベンチャーとかとは違うようなんですが、この辺は何の問題もないということでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

問題ないと認識しております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

橋本武士議員

3番（橋本武士） 申し訳ありません。ちょっと聞き逃してしまったんで、工期をもう一度教えていただけますか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

工期は令和7年2月28日までとなっております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。一応目的としてはブロードバンド環境整備工事ということなんですが、環境整備工事が終わったあと、おそらくいわゆる無線免許

の許可申請とかですね。それから実際に動き始めるとそのメンテナンスですか。その辺も発生してくるのかなという、まあサポートですね。その辺も発生するような気がするんですが、その辺はどのようにお考えですか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

無線免許の取得につきましては、この工事期間中に並行して行っていくところでございます。あとメンテナンスについては、来年度以降もメンテナンスについては行っていただく予定にしておりますので、その見積もりはですね、約320万というふうに承っております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。毎年320万円ぐらいの、サポートに必要ということでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。今年の4月から5月にかけて議会で出前議会というのをやった中で、相手方から大島とか納島からで、実証実験は良かったんだけどその後何も言ってこない。でまあそういう話があったんで、これから契約、プロポーザルとか契約があって、そのあとは説明があるだろうというには話したんですが、その辺でちょっと置いてきぼり感をくっているような感じも受けますので、契約が締結したら、地元へのお話というのはまずやっぱ最初にいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

出前議会のあとにそういう情報をいただきまして、そこはちょっと本当にこちらのですね、不手際というか落ち度ですね、申し訳なく思っております、すぐ対応させていただきました。今後においては進むにつれてですね、情報共有というのはしっかり行ってまいりたいと、行ってまいります。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 立石光助議員

1番（立石光助） これ7,000万の契約金額ということで、今年度予算でも通してはいるんですけども、やっぱりちょっと僕の中であんまり十分にこのマイクロ無線で通信環境を整えるということに対して、十分納得ができていなくてですね、今のその世界的な流れもそうですし、その国の流れとしても、この技術よりも衛星通信を使った通信を整えるっていう方向で動いていて、実際ですね、その1月に発生した能登半島の地震のときでも、このKDDIがこの衛

星通信を用いた通信環境を無償でその能登半島に提供をしていて、そこですぐ通信環境を整えることができたっていうこともありますし、自治体としてもですね、奄美大島の方で今年度から衛星通信を用いた通信環境の二次離島への、奄美も大島の中の請島と与路島という島があるんですけど、そこへの通信の整備を始めていて、その事業費を調べたら 1,000 万ぐらいなんですね。そのうち 640 万が国の補助が受けているので、町としては奄美としては、負担額が実質 3~400 万ぐらいですね。それで導入をして、まだ導入を始めたばかりなんですけど、それぐらいで収まっているんですね。で、なんだろう。そのこれ今日本の技術ではなくて海外の技術を、KDDI とか国内の通信業者が使って提供しているんですけど、国としても、その北海道の大月町で、インターステラテクノロジズっていう会社がロケットの開発を進めていますけど、もうそれに対して今年度その通信、新たな通信環境の整備ということで、総務省がこの会社と進めているんですね。で、そういうこう流れがあっている中でこのマイクロ無線を選択するっていうところに、が僕はちょっとまだ十分理解できていないんですけど、改めてちょっとそのこのマイクロ無線を選択したっていうところのご説明を、この工事を発注する直前なんですけど、ちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

議長（宮崎良保） 立石議員、その予算のですね蒸し返しのような感じがするんですけども、質疑についてどういうんですか、総務課長できますか。そうですね、同じことにの答弁になると思うんですよ。同じことでもいいと思います。答弁をお願いします。 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

まずBWAにする理由でございましてけれども、やはり実績があつてですね、今までこのマイクロ無線については、累計で 880 台の設置をして故障がない。故障がほぼないというところの報告を受けておりますので、受けておりますのでこういう選択をさせていただいております。ですので、そういうところがあつてちょっと当初予算で認めていただいているのかなとは思っております。そんな中ですね、衛星との比較というところでもございましてけれども、ちょっと我々が聞いたところによると、そっちの方が何か故障が多発しているという報告も受けておりますので、やはりこっちの方、今回我々の選択したBWAというのは正しかったのかなと認識いたしております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

今質疑の時間ですのでよろしく申し上げます。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） すいません、さっきの答弁に少し誤りがございました。衛星の方は故障じゃなく、故障したときの経費が多くなるという報告

がございます。すいません。訂正いたします。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 63 号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 64 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 64 号、工事請負契約の締結について説明をいたします。

し尿処理場補修工事の入札を 7 月 31 日に行い、株式会社細川建設が落札し、入札書記載金額 7,070 万円に消費税を加算した金額 7,777 万円で契約したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、工期は、令和 7 年 3 月 28 日までといたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

し尿処理場補修工事です。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 64 号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 65 号、工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西村久之) 議案第 65 号、工事請負契約の変更について説明いたします。

旧野首教会保存修理工事に係る、請負契約につきましては、株式会社友建設と契約金額 2 億 1,120 万円で、契約を締結しておりましたが、工事施工において屋根工事の増工やレンガ工事の増額の設計変更が必要となりましたので、現契約金額 2 億 1,120 万円に、555 万 5,000 円を増額した、2 億 1,675 万 5,000 円で、変更契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、工期は令和 7 年 11 月 8 日までを予定いたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

立石光助議員

1 番(立石光助) はい。増額の理由がですね、屋根とレンガ工事の増が増えたということなんですけれども、単純に考えるとその工事が増えたことによってその工期は伸びるものかと思うんですけれども、それは何だろう、この 11 月 4

日、来年の11月4日までの中で吸収できるってということ判断でのそのことなのでしょうか。伸びないということなのでしょうか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

現在のところ、工期の延長という話は出てきておりません。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。今のご説明、先ほどご説明ありました、屋根とかです、レンガにお金が余分にかかったということなんですが、ちょっともう一度詳しくご説明願えますか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

レンガ工事につきましては、教会正面玄関のですね、左右に木製のガラリがあるんですけども、そのガラリ回りが、現在は昭和60年代の改修のときに、モルタルで仕上げられております。それをまたレンガで施工することによってオリジナルに近づけようということで、レンガ450個の増加となっております。あと、屋根関係にしましては、としましては、こうもり天井上の屋根裏にですね、維持管理用のキャットウォーク、足場をですね、追加するようになっています。それと内装工事におきまして、教会内部に柱があるんですけども、その柱の中途の飾りとか、根元の飾りとかその辺の腐食がありましたので、その辺の追加工事で、柱の12本分ということで、が主な追加工事の内容となっております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） ちょっと気になったのはですね、あの工期が当初、当初というか730日間の工期ということで契約されてるかと思うんですが、にもかかわらず、確か6月工期を11月に延ばしたような気がするんですが、それは延長ではなくておそらくとなるとスタート、工期の開始が遅れたということなんですが、その辺についてちょっと状況をお聞かせください。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

当初条件付きの一般競争入札で公募をかけましたけども、それで応札者がおりませんでした。その辺もあって発注、契約が遅れたのも1つの要因かと思っております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 65 号、工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 66 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを、議題とします。

本件についての説明、提案説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第 66 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について、説明をいたします。

地方税法第 423 条第 1 項の規定により、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を申し立てられた場合に、その内容を審査し措置を決定するための固定資産評価審査委員会を設置するよう、定められているところでございます。

また、その委員につきましては、同条第 3 項の規定により、議会の同意を得て市町村長が選任することとなっております。現在 3 名の方に委員をお願いしているところですが、その内、岡野慶信氏の任期が、9 月末日で満了となることから、岡野氏に再任をいただくことをご提案するものでございます。

岡野氏は、皆様もご承知のとおり、本町の元職員でございまして、長年、国土調査係の事務に従事し固定資産関係にも精通していることはもとより、幅広い知識や経験も有しており、優れた識見と人格は、本委員の適任者でありますので、その選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 66 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第 14、議案第 58 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算(第 3 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第 58 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算(第 3 号)について説明をいたします。

今回の補正予算の内容は、歳入では、町税及び普通交付税の確定によるもののほか、前年度決算による繰越金の計上と、それに伴う基金への繰り戻しで、歳出では、新たな放牧体系推進事業補助金や、簡易水道事業と下水道事業会計に係る公営企業会計繰出金から補助金と出資金への予算の組替、前年度に実施した各種事業の精算に伴う負担金及び補助金の返還金が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,230 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 38 億 5,379 万 5,000 円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の補正で、4 ページ第 2 表に示しますとおり、臨時財政対策債の限度額を変更するものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細につきましては、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、

適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、説明書7ページ、歳入から説明いたします。

1款1項1目・個人 1,228万2,000円の減額は、定額減税による所得割の減額が主なもので、1項・町民税の総額を5,916万4,000円としております。同じく、2項1目・固定資産税を22万4,000円減額し、2項・固定資産税の総額を6,889万2,000円としております。同じく、3項1目・種別割を22万7,000円減額し、3項・軽自動車税の総額を1,110万円としております。

9款1項1目・地方特例交付金 669万1,000円の増額は、定額減税減収補填特例交付金の増額が主なもので、1項・地方特例交付金の総額を689万1,000円としております。

10款1項1目・地方交付税は、普通交付税額の決定によるもので1億7,684万9,000円を増額し、1項・地方交付税の総額を19億9,684万9,000円としております。なお、普通交付税の決定額は18億7,684万9,000円となっております。

14款1項1目・民生費国庫負担金を16万8,000円減額し、1項・国庫負担金の総額を1億2,355万8,000円としております。同じく、2項1目・民生費国庫補助金を86万6,000円増額し、2項・国庫補助金の総額を1億3,775万1,000円としております。

15款1項2目・民生費県負担金を119万7,000円減額し、1項・県負担金の総額を6,660万9,000円としております。同じく、2項4目・農林水産業費県補助金は、新たな放牧体系推進事業補助金で113万3,000円増額し、2項・県補助金の総額を1億3,589万1,000円としております。

18款1項1目・財政調整基金繰入金 2億4,249万7,000円の減額は、前年度繰越金等で生じた剰余金を基金へ繰り戻すもので、1項・基金繰入金の総額を4億2,123万4,000円としております。同じく、2項3目・介護保険事業特別会計繰入金 335万1,000円の増額は、介護保険事業特別会計の令和5年度決算に伴い、一般会計繰出金を精算し繰り戻すもので、2項・特別会計繰入金の総額を382万6,000円としております。

19款1項1目・繰越金 7,988万円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うもので、1項・繰越金の総額を1億2,988万円としております。

21款1項1目・総務債を13万4,000円増額し、1項・町債の総額を3億3,633万4,000円としております。

10ページ、歳出では、3款1項1目・社会福祉総務費 272万7,000円の減額は、国民健康保険事業特別会計繰出金で、4目・障がい者福祉費 700万4,000

円の増額は、障がい者自立支援給付費等の過年度精算返還金で、1項・社会福祉費の総額を4億381万4,000円としております。同じく、2項1目・児童福祉総務費54万3,000円の増額、2目・母子福祉費6万2,000円の増額は、いずれも負担金及び補助金の過年度精算返還金で、2項・児童福祉費の総額を1億6,098万円としております。同じく、3項1目・生活保護総務費を173万4,000円増額、2目・扶助費125万6,000円の増額は、生活扶助費等過年度精算返還金で、3項・生活保護費の総額を8,271万8,000円としております。

4款1項1目・保健衛生総務費は、当初、一般会計から簡易水道事業会計への繰出金を、27節の繰出金で予算組していたところ、公営企業法が適用される事業の特別会計に対する繰出しについては、出資や補助金により予算計上しなければならぬことが判明いたしましたので、繰出金から補助金と出資金へ予算を組替えるとともに185万円増額し、1項・保健衛生費の総額を2億6,272万円としております。

5款1項4目・畜産業費113万3,000円の増額は、増頭推進に向けた放牧場の整備、補修・改修により放牧場の管理を支援するための「新たな放牧体系促進補助金」で、1項・農業費の総額を3億979万5,000円としております。

7款1項1目・土木総務費は、4款同様、公営企業会計の適用により、下水道事業会計に対する繰出金を、補助金と出資金へ予算を組替えるとともに145万4,000円増額し、1項・土木管理費の総額を1億6,291万9,000円としております。

以上で、説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第1款・町 税

町税ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第9款・地方特例交付金
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第10款・地方交付税
地方交付税ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第14款・国庫支出金
国庫支出金ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第15款・県支出金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第18款・繰入金
ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第19款・繰越金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第21款・町債
町債ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 歳出に移ります。

第3款・民生費

民生費ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第4款・衛生費

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第5款・農林水産業費 今田光弘議員

4番(今田光弘) はい。ここで新たな放牧体系推進補助金というのは、今回計上されているんですが、これは今まであったスマート放牧ですか、その辺との関係、どういう同じような内容のような気がするんですが、例えばその対象者は別の人なのか、スマート放牧からの連続なのか、その辺ご説明願います。

議長(宮崎良保) 産業振興課長

産業振興課長(西 浩康) お答えいたします。

この新たな放牧体系推進事業というものはですね、議員おっしゃるスマート放牧事業とはまた別なものでして、実施者も農家の方も違う方でございます。増頭推進に向けて放牧場、これまであった放牧場ですね、電牧とかを回収して増頭につなげよう、また経営コストの削減につなげようといったものでございます。

議長(宮崎良保) 今田議員

4番(今田光弘) それは対象者というのは1人っていうかなんだらう、集落単位なんですか、それとも農家さん単位なんですか。

議長(宮崎良保) 産業振興課長

産業振興課長(西 浩康) お答えいたします。

今回の、今年度の対象者はお1人ですけれども、昨年度、これ昨年度も実施し

ておりまして、昨年度は対象農家さんは2名の方がいらっしゃいました。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） はい、調べてみますとこれ県全体の予算が 367 万っていう中で、113 万っていうのはすごく大きな数字だと思うんですが、希望者って結構たくさんいると思うんですが、実際何だろう、選定というか、その辺って何か何かそういうルールってのはあるんでしょうか。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

すいません先ほどの対象者、今年度は1名と申し上げたんですけども、これあの組合に対する補助ですので、今回がですね、今回がというか、この事業の対象は本城岳放牧組合ということになっております。その中のお1人、お1人の方が今年度の対象ということなんです。であの113万3,000円と大きな、大きなというか予算の中でですね、大幅なものを占めているといったところなんですけども、希望者としましては、小値賀町としましては、今年度この1名の方しか希望がございませんでしたので、この方の事業を進めているところでございます。よろしいですか。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 次に行きます。

第7款・土 木 費

土木費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について何か。

横山弘藏議員

6 番（横山弘藏） 町税のところちょっとお尋ねします。固定資産税が償却資産の部分ですね、118万余り減額になっておりますが、この内容について説明をお願いします

議長（宮崎良保） 答弁いいですか。

住 民 課 長

住民課長（北村 仁） はい、お答えします。

償却資産の分になりますけれども、これを減額の要因としては、大臣配分ですね。何て言いますか、法人が所有している施設、例えば通信施設とか、そういう分が減価償却で償却率が下がって、その分で下がっているのが大きな要因となっております。

議長（宮崎良保） 横 山 議 員

6 番（横山弘藏） 例えば具体的にどういうところか説明できますかね。

議長（宮崎良保） 住 民 課 長

住民課長（北村 仁） はい、お答えいたします。

具体的に申し上げますと、先ほど申しました通信施設、その携帯電話の電波等とかですね、そういうものになります。

議長（宮崎良保） 横山 議員

6番（横山弘藏） わかりました。それから最近ですね、空き家のね解体が結構出てきているんですよね。その辺の固定資産税については、何か大きな動きはありませんかね。その辺ちょっとお尋ねします。

議長（宮崎良保） 住 民 課 長

住民課長（北村 仁） はい、お答えいたします。

土地家屋とも特に影響はなく、逆にちょっと微増という感じになってるんですけども、そもそも解体する空き家というのが、免税点未満、もう固定資産税がかからないぐらいの価値しかないものですから、それを解体したところで家屋に影響はないと。土地も宅地から雑種地になって逆にそれも変わったりするんですけども、それも建ってる面積が少ない面積で、それともそもそも固定資産税がかかってなかったというものがほとんどでございますので、直接この税額全体では影響はあっておりません。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

歳入歳出全般について、ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

次に第2表『地方債補正』についてご質疑願います。

地方債補正、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 58 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算（第 3 号）を採決します。

この表決は起立によって行います。

議案第 58 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長（宮崎良保） 起立全員です。

したがって、議案第 58 号、令和 6 年度小値賀町一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 59 号、令和 6 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 59 号、令和 6 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、当初賦課による国民健康保険税の減額に対する基金繰入金のほか、前年度繰越金の計上、歳出では、財政調整基金積立金及び前年度国庫支出金等返還金の増額が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 884 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 4 億 6,054 万 9,000 円とするものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細については、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 住 民 課 長

住民課長（北村 仁） それでは、説明書 7 ページ、歳入から説明いたします。

1 款 1 項 1 目・国民健康保険税は各節のとおり、1,984 万 5,000 円を減額し、1 項・国民健康保険税の総額を、6,013 万 7,000 円としております。

3 款 1 項 4 目・総務費補助金を 239 万 7,000 円計上。

4 款 1 項 1 目・保険給付費等交付金を 223 万 7,000 円減額し、1 項・県補助金の総額を 3 億 4,056 万 2,000 円としております。

6 款 1 項 1 目・一般会計繰入金は各節のとおり、272 万 7,000 円を減額し、1 項・他会計繰入金の総額を、2,594 万 3,000 円としております。同じく、2 項 1 目・財政調整基金繰入金は、国民健康保険税税率改正による減収分を補填するもので、2,311 万 8,000 円を増額し、2 項・基金繰入金の総額を 2,311 万 9,000 円としております。

7款1項1目・繰越金は、前年度からの繰越金で、814万3,000円を増額し、1項・繰越金の総額を814万4,000円としております。

9ページ、歳出では、1款1項1目・一般管理費を11万7,000円増額し、1項・総務管理費の総額を552万8,000円としております。

3款1項1目・医療給付費分は財源組替えて、4款2項2目・保健指導事業費を28万8,000円増額し、2項・健康管理センター事業費の総額を188万6,000円としております。

5款1項1目・特定健康診査・特定保健指導費を30万円増額し、1項・特定健康診査・特定保健指導費の総額を733万9,000円としております。

6款1項1目・財政調整基金積立金は、前年度繰越金の余剰分を基金に積み立てるもので、749万4,000円を増額し、1項・基金積立金の総額を749万7,000円としております。

7款1項1目・償還金は、前年度分の国庫支出金等に係る返還金で、65万円を増額し、1項・償還金及び還付加算金の総額を176万1,000円としております。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第1款・国民健康保険税

国民健康保険税ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第3款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第4款・県支出金

県支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第6款・繰入金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第7款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 歳出に移ります。

第1款・総務費

総務費ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第3款・国民健康保険事業費納付金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第4款・保健事業費

保健事業費ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第5款・特定健康診査・特定保健指導費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第6款・基金積立金

今田光弘議員

4番(今田光弘) はい。すいません、ちょっと本当にど素人的な質問で申し訳ないんですが、先ほど歳入の方では、財政調整基金の繰入金ということで2,300万円余りということで、片やこちらで積立金ということで740万円余りということで、単純に考えるとこれ差し引きで計上すればいいのかなというふうに思っちゃうんですが、その辺について仕組みをちょっとご説明ください。

議長(宮崎良保) 住民課長

住民課長(北村 仁) はい、お答えいたします。

今回ですね、数年ぶりに国民健康保険税の税率を改正したということもございまして、しかも引き下げということで、国保税の税収が少なくなってしまう、下がってしまうということで、歳入のその分の補填を、基金を取り崩して補うというのが歳出の方でございまして、歳入の積立金は先ほど説明しましたとおり、令和5年度の繰越金で、補助金等返還金を除いた分の本当に純粋な余剰部分を積み立てるっちゅうことで、ちょっとおっしゃるとおり相殺してもよかったですけども、わかりやすく今回は、歳入と歳出でそれぞれに計上しております。

以上です。

議長(宮崎良保) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 第7款・諸支出金

諸支出金ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) これから歳入歳出全般についてご質問願います。

全般について、ご質問ございませんか。

よろしいですか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 59 号、令和 6 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 59 号、令和 6 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休憩	午前	11 時 55 分	—
— 再開	午後	1 時 30 分	—

議長（宮崎良保） 再開します

日程第 16、議案第 60 号、令和 6 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 60 号、令和 6 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明をいたします。

今回の補正予算は、前年度繰越金の計上と、前年度の各種事業精算によるもので、歳入では、国県支出金の精算交付分の計上、歳出では、介護保険給付費負担金の返還金と一般会計への繰出金が主なものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,118万6,000円を追加し、補正後の予算総額を4億1,168万6,000円とするものでございます。

それでは、説明書6ページ、歳入から説明いたします。

4款2項2目・地域支援事業交付金を37万1,000円増額し、2項・国庫補助金の総額を5,049万7,000円といたしております。

12款1項1目・前年度繰越金を2,081万5,000円増額し、1項・繰越金の総額を2,082万5,000円といたしております。

7ページ、歳出では、5款1項1目・介護予防事業費は財源組み替え、6款1項1目・基金積立金を939万9,000円増額し、基金積立金の総額を940万円といたしております。

7款1項1目・償還金を843万6,000円増額し、1項・償還金の総額を843万7,000円といたしております。同じく、2項1目・一般会計繰出金は、前年度の事業実績に伴うもので、2項・繰出金を335万1,000円計上いたしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・国庫支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第12款・繰越金

繰越金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 歳出に移ります。

第5款・地域支援事業費

地域支援事業費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第6款・基金積立金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第7款・諸支出金

橋本武士議員

3番（橋本武士） すいません、これ打ち間違いなんじゃないのかなと思うん

ですけれども、7款・償還金の補正前の額が計3万1,000円となっているんですが。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

橋本議員のご指摘の分なんですけど、一応7款1項1目ですけど、ほかに目とかありますので、ここは、この部分だけを切り出しておりますんで、トータル的には計で3万1,000円という形になります。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について、何か質疑ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号、令和6年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、令和6年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第61号、令和6年度小値賀町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長

町長（西村久之） 議案第61号、令和6年度小値賀町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算は、「収益的収入及び支出」で、会計年度任用職員の人件費の

増額が主なものでございます。

予算書1ページ、第2条のとおり、既定の「収益的収入及び支出」の予定額から、「収入及び支出」それぞれ185万円を増額し、補正後の「収益的収入及び支出」の予定額を1億1,661万4,000円とするものでございます。

第3条は、当初予算第9条「他会計からの補助金」を、185万円増額し、3,477万4,000円とするものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細につきましては、担当より説明させますので、よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） それでは、2ページ、地方公営企業法施行令第17条の2に規定される予算の実施計画の内容についてご説明いたします。4ページ、補正予算明細書をご覧ください。

収益的収入及び支出の収入

第1款2項1目・「他会計補助金」185万円の増額は、会計年度任用職員の雇用に要する費用について一般会計から補填するもので、他会計補助金の総額を3,477万4,000円とするものでございます。

収益的収入及び支出の支出

1款1項1目・原水及び浄水費185万円の増額は、公営企業会計へ移行したことにより、会計年度任用職員の新規雇用に要する費用及び現会計年度任用職員の雇用に要する費用の増額で、原水及び浄水費の総額を2,308万7,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

順番を設けず予算の諸全般について質疑を行いますけれども、質問の際は、ページ番号、項目及び金額など質問する箇所が特定できるよう、ご発言願います。

質疑ございませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。一応確認なんですけど、今の4ページの他会計の補助金の185万ですが、先ほどの一般会計の補正予算の方で、そちら資料ある方、11ページですが、そちらで保健衛生総務費の組替があったということで、補助金と簡易水道事業会計会計出資金とに分けて、かつ185万円が増額になったというお話だったんですがその185万というのが、ここに出てきている数字ということでしょうか。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 61 号、令和 6 年度小値賀町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号、令和 6 年度小値賀町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 62 号、令和 6 年度小値賀町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 62 号、令和 6 年度小値賀町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正予算は、「収益的収入及び支出」で損益勘定内部留保資金に補填するため、一般会計から補助する「収入」の増額と、「資本的収入及び支出」では、大島地区漁業集落排水施設機能保全工事等の工事の増額に伴う「収入」及び「支出」の増額が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 2 条のとおり、既定の収益的収入及び支出の収入、第 1 款第 2 項・営業外収益を、145 万 4,000 円増額し、補正後の「収益的収入及び支出」第 1 款・下水道事業収益の予定額を 1 億 6,853 万円とするものでございます。第 3 条は、既定の「資本的収入及び支出」の「収入」第 1 款・第 3 項・企業債を 1,170 万円増額し、第 1 款・資本的収入の予定額を 1 億 4,656 万円、「資

本的収入及び支出」の「支出」第1款第1項・建設改良費を1,315万4,000円増額し、第1款・資本的支出の予定額を2億1,303万2,000円とするものでございます。

第4条は、企業債の限度額を補正するものでございます。

第5条は、「他会計からの補助金」を145万4,000円増額し、9,003万1,000円とするものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細につきましては、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） それでは、3ページ、4ページの地方公営企業法施行令第17条の2に規定される、予算の実施計画の内容について説明いたします。8ページ補正予算明細書をお開きください。

「収益的収入及び支出」の「収入」

1款2項1目・他会計補助金10万円の減額は、資本費平準化債の増額による減額で、2款2項1目・他会計補助金155万4,000円の増額は、第3条中、損益勘定内部留保資金に補填するもので、他会計補助金の総額を9億3万1,000円とするものでございます。

9ページ、「資本的収入及び支出」の「収入」

1款3項1目及び2款3項1目・企業債の増額は、資本費平準化債の増額で、3款3項1目・漁業集落排水事業に係る企業債の増額は、大島地区漁業集落排水施設機能保全工事の増額によるものです。

10ページ、「収益的収入及び支出」の「支出」

2款1項1目・汚水管渠建設費121万円の増額は、「筒井浦マンホールポンプ水位計更新工事」の追加、2款1項2目・処理場建設費154万4,000円の増額は、「前方クリーンセンターし渣脱水機更新工事」の新たな追加によるものでございます。

3款1項2目・処理場建設費、委託料120万円の減額は、入札による減額、工事請負費1,160万円の増額は、人件費及び合併浄化槽等の設備関係資材の価格上昇によるものが、による増額が主なものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

順番を設けず予算の諸全般について質疑を行います。質問の際は、ページ番号、項目、及び金額など、質問する箇所が特定できるようにご発言願います。

質疑はございませんか。

立石光助議員

1 番（立石光助） 10 ページ、支出の 3 款 1 項 2 目の工事請負費 1,160 万、資材費の高騰ということなんですけれども、もう少し具体的に教えてください。

議長（宮崎良保） 建設課長

建設課長（村田祐一郎） お答えいたします。

この工事は、既存の大島の終末処理場の処理施設において課題になったものですから、それをFRP製の合併浄化槽に切り替える工事となっております。

その工事に関して、減水ポンプ槽、FRP製浄化槽、あと点検の廊下やはしご等の資材等がありますが、当初予算を組む際に見積もりを取ったところ、それが1,470万に対して、新年度の設計書を組むところにおいて1,700万で、2,300万円の増となっております。230万円の増ですね。それと減衰ポンプ操法を設置するのにですね、4メートル弱ほどの床掘りをしなければいけないんですが、海岸部ということで、海水の流入と土砂の崩壊が見込まれますので、矢板を地中に打ち込む工事がありますが、その見積もり単価もですね、見積もり、予算を作成時には930万円ほどだったんですが、設計書を組む際の今年度の価格によって1,500万約220万の増額で、これに諸経費等もかかって、プラス消費税ということで、このような工事費の増額となっております。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号、令和6年度小値賀町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和6年度小値賀町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 55 号、令和 5 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長（西村久之） 議案第 55 号、令和 5 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

令和 5 年度小値賀町一般会計及び小値賀町国民健康保険事業特別会計他、7 特別会計の歳入歳出決算につきましては、監査委員へ審査をお願いしていましたが、審査が終了し、8 月 7 日に決算監査意見書をいただきました。

決算の状況としましては、全会計が黒字決算となり、安定した財政運営を行うことができましたが、監査意見書でもご指摘がございますが、地方自治体の財政状態を表す経常収支比率が前年度と比較して 0.8 ポイント増加しております。これは、人件費と公債費の増加によるものが主な要因であり、今後も経常経費の削減はもとより、総合計画を基に各種施策に取り組み、自主財源の確保を図りながら効率的、効果的な行財政運営に努めてまいります。また不用額が多大にならないよう、予算編成にあたっては積算内容の精査を徹底し、チェック体制の強化に取り組んでまいります。

監査委員さんには、熱心に決算審査を実施していただきましたことに、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の決算審査意見書並びに担当課作成の主要施策の成果報告書を添えまして、議会の認定を求めるところでございます。

よろしくご審議のうえ、認定いただきますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、本件に対する質疑につきましては、総括的なことに留め置き願います。

令和 5 年度小値賀町各会計歳入歳出決算について、全会計の歳入歳出全般に渡り、ご質疑願います。

ご質疑ございませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、この際、議長及び議会選出監査委員を除く 6 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、期間は会議規則第 46 条第 1 項の規定により、9 月 13 日までに審査を終わるよう、期限をつけることにしたい

と思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、令和5年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、議長及び議会選出監査委員を除く6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して9月13日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、江川春朝議員、小辻隆治郎議員、今田光弘議員、橋本武士議員、森岡正雄議員、立石光助議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名し方を決算特別委員会委員に選任することに決定をしました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により互選していただきます。

議長(宮崎良保) しばらく休憩します。

— 休憩 午後 1 時 52 分 —
— 再開 午後 1 時 52 分 —

議長(宮崎良保) 再開します。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定し通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に森岡正雄議員、副委員長に橋本武士議員、以上のとおりであります。

本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

次の本会議は、9月18日水曜日午前9時30分から開議します。

なお、明日9月11日から13日までは、決算特別委員会となっております。

明日の決算特別委員会は午前9時30分からですから始めますので、よろしくお願いをします。

お疲れでした。

— 午後 1 時 53 分 散会 —

